

公正な判決を求める要請書

本件原告の小林勝さんは中央学院大学に1993年以来26年間非常勤講師として働き、専任教員の義務とされている担当コマ数である週5コマを上回る6～8コマを担当してきました。現在でも週5コマの授業を担当していますが、月額賃金は17万円程度で、大卒の初任給にも及ばず、賞与も退職金もありません。人件費は230万円程度です。

一方、専任教員の平均人件費は1250万円であり、担当コマ数だけで比較した場合の、小林勝さんと専任教員との賃金格差は実に6倍近くにもなります。格差は研究室や研究費の支給の有無まで及んでいます。大学側は小林勝さんの優秀さを利用し、「専任教員化」を約束して、自分の専攻とは全く異なる専門科目の授業もいくつも担当させておいて、大学側がこの約束を反故にし続けて来たことは、裁判の過程ですでに明らかです。原告・弁護団・支援する会は裁判闘争・団体交渉・大衆行動の三位一体の闘いを基調としながら、一貫して、裁判長の『小林勝専任化で解決するのが妥当』との判断を支持し、運動を展開して来ました。

しかし、裁判所の努力にもかかわらず、「和解協議」は決裂し、5月30日の判決を迎える事となりましたが、この間の陳述や証人尋問の中身、大学側の不遜な態度等を考えれば、裁判所は被告側の非を認め、原告の実績と約束不履行による賠償請求を認めるべきです。

また、中央学院大学の経営姿勢が儲け優先であり、非常勤講師を正當に待遇していないことは、次の事実からも明白です。教員総数の6割近くが非常勤講師であり、彼らに1コマ40万円程度の低賃金で、授業の約4割を受け持たせ、働かせています。

原告に対する処遇が労働契約法20条違反であることは、こうした事実からも明白であり、専任教員と非常勤講師の格差是正につながる公正な判決を要請いたします。

団体署名

2019年 月 日

団体名

代表者名

印

住所 〒

取り扱い団体：中央学院大学に対する小林勝さんの裁判闘争を支援する会

〒101-0048 東京都千代田区神田司町2-15-9 武蔵野ビル2階 NPO 労働相談室内

TEL：070-6576-2071

FAX：03-5577-7263